

公立大学法人福島県立医科大学理事長選考規程施行細則

平成 19 年 10 月 16 日細則第 3 号

一部改正 平成 22 年 10 月 6 日細則第 10 号

一部改正 令和 7 年 3 月 26 日細則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公立大学法人福島県立医科大学理事長選考規程(以下「規程」という。)に基づき、理事長選考の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(意向投票管理委員会)

第 2 条 理事長選考会議(以下「選考会議」という。)は、規程第 10 条第 1 項に規定する意向投票を実施するために、理事長選考意向投票管理委員会(以下「管理委員会」という。)を設置する。

- 2 管理委員会の委員は、選考会議から選出された委員 1 名及び意向投票の有資格者 5 名をもって構成し、理事長選考会議が選任する。
- 3 管理委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員長は選考会議選出委員をもって充て、副委員長は委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、規程第 6 条第 3 項に規定する推薦人になることはできないものとする。

(有資格者名簿)

第 3 条 選考会議は、規程第 5 条に規定する公示の日現在において推薦資格者名簿兼意向投票の有資格者名簿(様式第 1 号)(以下、「有資格者名簿」という。)を作成し、有資格者の閲覧に供しなければならない。

- 2 有資格者名簿の閲覧期間は、規程第 5 条の公示の日から起算して 5 日間(週休日、休日を除く。)とする。
- 3 第 1 項の有資格者名簿に異議のある者は、前条第 2 項の閲覧期間中に有資格者名簿異議申立書(様式第 2 号)により選考会議にその旨を申し出ることができる。

(理事長候補適任者の推薦)

第 4 条 理事長候補適任者の推薦は、理事長候補適任者推薦書(様式第 3 号)により行う。

- 2 推薦の受付期間は、規程第 5 条の公示の日から起算して 10 日間(週休日、休日を除く。)とする。
- 3 推薦資格者は、理事長候補適任者を 1 名のみ推薦できるものとする。なお、推薦資格

者が複数の理事長候補適任者を推薦した場合には、当該推薦行為を全て無効とし、当該推薦資格者は推薦資格を失うものとする。

- 4 選考会議は、提出された推薦書に不備がないことを確認のうえ、受理するものとする。
- 5 受付期間終了後に提出されたものは、受理しないものとする。
- 6 推薦書の取り消しは、受付期間中に限って認めるものとし、取消の申し出があった推薦書は返却するものとする。
- 7 推薦期間内に推薦が適正に行われた後で、意向投票日の前までに当該推薦資格者が退職した場合でも推薦書は有効として扱うものとする。

(理事長候補者の選出)

- 第5条 選考会議は、推薦受付終了後直ちに、理事長候補適任者推薦一覧（様式第4号）を作成するものとする。
- 2 選考会議は、推薦された理事長候補適任者に同意書（様式第5号）及び経歴書（様式第6号）を提出させるものとする。

(所信表明書)

- 第6条 規程第8条第2項に定める所信表明書は様式第7号とする。
- 2 選考会議は、選出した理事長候補者に対し、所信表明書の様式を送付しなければならない。
 - 3 選考会議は、理事長候補者から所信表明書の提出があったときは、これらを閲覧に供するとともに、学内ネットワーク掲示板に登載しなければならない。

(所信表明演説会)

- 第7条 規程第9条に規定する所信表明演説会は、理事長候補者から所信表明書の提出があった後に開催するものとし、開催に必要な事項は選考会議が別に定める。

(意向投票の公示)

- 第8条 管理委員会は、選考会議から意向投票実施の依頼を受けた時には、速やかに理事長候補者の氏名、意向投票期日、投票場所、投票時間、期日前投票受付期間その他必要な事項を公示しなければならない。
- 2 前項の理事長候補者の氏名は、五十音順に連記して記載する。
 - 3 管理委員会は、第1項の公示日に、理事長選考意向投票入場券（様式第8号）を有資格者に送付しなければならない。

(投票の方法)

- 第9条 有資格者は、規程第12条第2項の規定により期日前投票をする場合を除き、

投票の当日、所定の投票時間内に自ら投票所に行き、所定の投票用紙（様式第 9 号）により投票しなければならない。

- 2 投票用紙は、投票の当日、有資格者が提示する理事長選考意向投票入場券と有資格者名簿を照合のうえ、管理委員会がこれを有資格者に交付する。

（期日前投票）

第 10 条 有資格者がやむを得ない事由により、投票の当日に自ら投票することができない場合においては、期日前投票のための宣誓書（兼投票用紙請求書）（様式第 10 号）に投票入場券を添えて投票用紙を請求することができる。

- 2 管理委員会は、前項の請求のあった者について、投票用紙を交付し、交付を受けた有資格者は投票箱に投票を行う。
- 3 管理委員会委員長は、投票に不正がないよう投票箱の保管及び施錠に責任をもって任にあたるものとする。
- 4 管理委員会は、第 2 項の経過を明らかにするため、期日前投票整理簿（様式第 11 号）を作成しなければならない。

（投票箱の閉鎖）

第 11 条 投票時間が終了したときは、管理委員会の委員長は、その旨を告げて投票箱を閉鎖しなければならない。

- 2 投票箱を閉鎖した後は、投票することができない。

（開票及び票数の計算）

第 12 条 開票及び票数の計算は、投票箱を閉鎖した後直ちに行う。

- 2 前項の開票及び票数の計算を行う場所は、管理委員会があらかじめこれを指定する。
- 3 管理委員会は、投票総数と有資格者名簿上の投票用紙交付枚数を計算し照合のうえ、投票総数集計表（様式第 12 号）を作成しなければならない。
- 4 管理委員会は、有効投票を同一候補者に対する投票ごとに区分し、かつ、無効投票を一区分として、それぞれの区分ごとに票数を計算して、投票計算表（様式第 13 号）及び候補者別得票内訳表（様式第 14 号）を作成しなければならない。
- 5 前項の区分ごとに投票を束ね、当該投票の束の表面に投票計算表を添付しなければならない。

（無効投票）

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの

- (2) 当該投票の候補者以外の者の氏名を記載したもの
 - (3) 2人以上の候補者の氏名を記載したもの
 - (4) 候補者の氏名のほか他事（職名、資格又は敬称の類を除く。）を記載したもの
 - (5) 候補者の何人を記載したかを確認しがたいもの（白票を含む。）
- 2 投票の効力について疑義を生じたときは、管理委員会がこれを決定する。

（意向投票結果の公示）

第14条 管理委員会は、投票の結果が確定したときは、直ちにその者の氏名、総投票数、有効投票数、無効投票数、その者の得票数その他必要な事項を公示しなければならない。

（公示の方法）

- 第15条 規程第5条、規程第8条第3項及び規程第15条第2項の規定による公示は、選考会議が適当と認める場所3ヶ所以上に公示文を掲示することにより行う。
- 2 第8条第1項及び規程第13条の規定による公示は、管理委員会が適当と認める場所3ヶ所以上に公示文を掲示することにより行う。
- 3 前2項の公示をしたときは、速やかに学内ネットワーク掲示板に当該公示文を登載するものとする。
- 4 規程第5条又は規程第15条第2項に定める公示を行ったときは、当該公示の内容を、本学ホームページへの掲載により公表するものとする。

（理事長選考意向投票録）

- 第16条 管理委員会は、投票、開票及び票数計算に関する経過次第を明らかにした理事長選考意向投票録（様式第15号）を作成しなければならない。
- 2 管理委員会の委員長は、理事長選考意向投票結果報告書（様式第16号）により、投票の結果を速やかに理事長選考会議に報告しなければならない。

（面接）

第17条 規程第14条に規定する面接は、規程第9条に規定する所信表明演説会の開催以後に実施するものとし、実施に必要な事項は選考会議が別に定める。

（解釈の決定）

第18条 この細則の解釈について疑義を生じたときは、選考会議がこれを決定する。

附 則

この細則は、平成19年10月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 3 月 26 日から施行する。